書類番号	1

令和4年3月8日

各自治会・町内会長　様

南　防　犯　協　会

刑法犯認知件数（2月末　暫定値）　95件（昨年同期比－43件）

1　主な犯罪

○空き巣　0件（－4件）
○自転車盗　22件（＋2件）
○車上ねらい　0件（－12件）
○部品ねらい　5件（－6件）
○オートバイ盗　3件（－3件）

特殊詐欺　8件（2月末　暫定値）　被害総額　12,800,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	**6件**	**被害金額**	**11,300,000円**
預貯金詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
融資保証詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
架空料金請求詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
還付金詐欺	**0件**	**被害金額**	**0円**
キャッシュカード詐欺盗	**2件**	**被害金額**	**1,500,00円**
その他の手口	**0件**	**被害総額**	**0円**

（令和4年2月末　現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ケ谷上町		真金町	
井土ケ谷中町	1	清水ケ丘	1
井土ケ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	
永田みなみ台	2	大橋町	1
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南	1	通町	
永田北	1	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	1
その他		合計	8

南区内で特殊詐欺が急増しています！！

今月に入り、オレオレ詐欺をはじめ、特殊詐欺が増えています。

電話で息子・孫を騙り、「早急にお金が必要」、区役所職員を騙り「還付金がある」等の内容で電話があり、騙されるケースが多いです。

被害に遭わないために、迷惑電話防止機能付電話の購入をお勧めします。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045－742－0110

南区交通事故統計《３月》

令和４年２月末現在

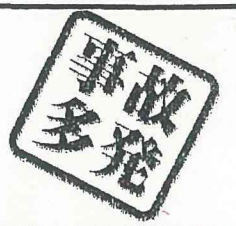

発生件数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	3046	3393	−347
横浜市内	1115	1216	−101
南区内	50	61	−11

死者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	21	18	3
横浜市内	4	3	1
南区内	0	0	0

負傷者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	3453	3874	−421
横浜市内	1226	1389	−163
南区内	54	72	−18

関係事故

	令和4年	構成率	増減数
高齢者	22	44.0%	−3
子供	2	4.0%	−3
二輪車	16	32.0%	−7
自転車	13	26.0%	−5

時間帯別発生状況

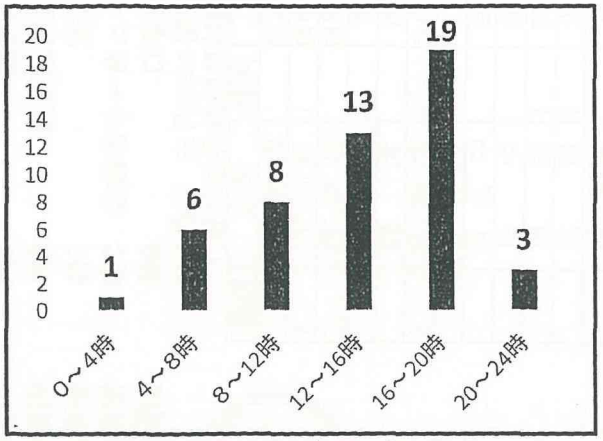

事故類型別発生状況

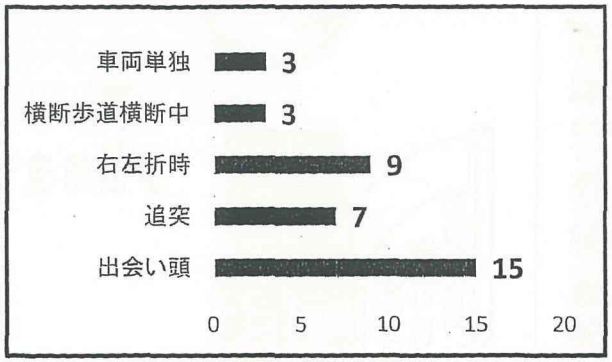

町名別発生状況

町名	令和4年	令和3年	増減数	町名	令和4年	令和3年	増減数
万世町	0	1	−1	平楽	1	0	+1
三春台	0	0	0	庚台	0	0	0
中島町	2	1	+1	弘明寺	0	0	0
中村町	0	3	−3	弘明寺町	1	0	+1
中里	4	4	0	新川町	1	1	0
中里町	0	0	0	日枝町	0	1	−1
二葉町	0	0	0	東蒔田町	1	0	+1
井土ケ谷上町	2	1	+1	榎町	0	1	−1
井土ケ谷下町	1	0	+1	永楽町	0	1	−1
井土ケ谷中町	1	3	−2	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	1	1	0
八幡町	0	0	0	永田南	0	2	−2
六ツ川	8	5	+3	永田台	0	0	0
共進町	1	3	−2	永田山王台	0	0	0
別所	5	4	+1	永田東	0	3	−3
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	1	2	−1
前里町	2	0	+2	清水ケ丘	0	0	0
南吉田町	0	0	0	白妙町	0	1	−1
南太田	2	3	−1	白金町	2	0	+2
吉野町	1	2	−1	真金町	1	3	−2
唐沢	0	1	−1	睦町	2	3	−1
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	1	1	0
大岡	1	2	−1	若宮町	0	0	0
大橋町	1	0	+1	蒔田町	0	1	−1
宮元町	3	4	−1	西中町	0	1	−1
宿町	1	0	+1	通町	1	0	+1
山王町	0	0	0	高根町	0	0	0
山谷	0	0	0	高砂町	0	1	−1

南警察署からのお知らせ

神奈川県内では交通死亡事故の発生が増加しており、特に歩行中の交通事故死者の割合が多くを占めています。

ドライバーの方へ　横断歩道は歩行者優先です。

歩行者の方へ　ルールを守った正しい横断をしましょう。

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署　交通課　０４５－７４２－０１１０

令和４年　火災・救急概況

南消防署
1月1日 ～　2月28日

1　南区火災・救急状況

区分 ＼ 年別		令和4年	令和3年	増△減
火災件数		8	14	△ 6
火災種別	建物	6	11	△ 5
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	2	3	△ 1
焼損床面積（㎡）		35	78	△ 43
死者（人）		0	1	△ 1
負傷者（人）		1	0	1
主な火災原因	放火（疑い含む）	3	4	△ 1
	配線器具	1	0	1
		0	0	0
		0	0	0
		0	0	0
救急出場件数		2,491	1,978	513
救急種別	急病	1,809	1,403	406
	一般負傷	444	350	94
	交通事故	69	74	△ 5
	その他	169	151	18

2　横浜市火災・救急状況

区分 ＼ 年別	令和4年	令和3年	増△減
火災件数（件）	124	146	△ 22
焼損床面積（㎡）	919	3,651	△ 2,732
死者数（人）	4　(1)	6　(0)	△ 2
負傷者数（人）	18	29	△ 11
救急出場件数（件）	38,794	30,521	8,273
救急種別　急病	27,494	20,879	6,615
救急種別　一般負傷	7,136	5,703	1,433
救急種別　交通事故	1,317	1,329	△ 12
救急種別　その他	2,847	2,610	237

＊　死者数欄（）内の数値は、放火自殺者の内数

3　行政区別火災・救急状況

区分 ＼ 年別	火災			救急		
	令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
鶴見	12	8	4	2,909	2,230	679
神奈川	6	4	2	2,344	1,901	443
西	10	2	8	1,407	1,113	294
中	13	16	△ 3	2,692	2,242	450
南	8	14	△ 6	2,491	1,978	513
港南	9	12	△ 3	2,337	1,770	567
保土ケ谷	6	8	△ 2	2,208	1,802	406
旭	10	8	2	2,620	2,099	521
磯子	5	7	△ 2	1,837	1,441	396
金沢	3	8	△ 5	2,095	1,727	368
港北	9	13	△ 4	3,034	2,370	664
緑	4	3	1	1,743	1,359	384
青葉	6	10	△ 4	2,411	1,809	602
都筑	3	6	△ 3	1,632	1,144	488
戸塚	8	6	2	2,695	2,259	436
栄	6	5	1	1,265	1,002	263
泉	4	9	△ 5	1,693	1,229	464
瀬谷	2	7	△ 5	1,376	1,034	342

（行政区別件数）

4　連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	0	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	1	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ケ谷地区連合町内会	0	4分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	5分団
大岡地区連合町内会	0	
	0	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	1～6分団
合計	8	

5　南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数（件）
第１分団	3
第２分団	1
第３分団	3
第４分団	0
第５分団	0
第６分団	1
合計	8

※本年数値は速報のため，変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

かわら版（3月号）

発行者：南消防署

予防係 春の火災予防運動にあわせて、ポスターコンクールを開催！

日時：令和４年３月１日(水)
場所：横浜橋通商店街（横浜市南区高根町１丁目4）
内容：　３月１日から7日までの一週間は春の火災予防運動週間です。
　南消防署では近隣の石川小学校、中村小学校、南吉田小学校の3年生を対象に防火ポスターコンクールを開催し、応募された合計170作品を、3月１日から横浜橋通商店街にフラッグとして展示しています。
　また、その中から選考を行い、横浜橋通商店街理事長賞、南消防署長賞、南消防団長賞がそれぞれ１ 作品、各学校の小学校長賞が2作品ずつの計 9 作品が入賞しました。横浜橋通商店街理事長賞、南消防署長賞及び南消防団長賞については横断幕で展示していますので、横浜橋通商店街へお越しの際はぜひご覧ください！

表彰式の様子

横断幕

南消防署初！ 予防係 オンライン救急指導会を試行しました

日時：令和４年２月９日(水)
場所：南消防署会議室
内容：　毎年、中学生を対象とした救急指導会を実施していますが、今年度は新型コロナ感染症の影響で、対面での実施が困難なため、南消防署初となるオンラインでの救急指導会を行いました。
　前半は、応急手当についての DVD を鑑賞してもらい、後半は共進中学校の各教室と南消防署の会議室を ZOOM でつなぎ、心肺蘇生と AED の使い方について説明および実演をしました。画面を通して、生徒一人ひとりが真剣に授業に取り組んでいる様子が伝わり、有意義な授業となりました。
　南消防署は、コロナ禍においても効果的な救急指導会が実施できるよう、今後も様々な手法で取り組んで行きます！

救急指導会の様子

先生からの声

消防の方のお話は説得力があり、生徒たちも真剣に講話を聴くことができました。
今後も機会があれば開催したいです！

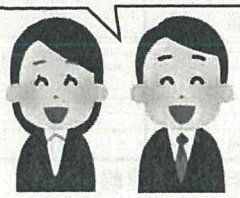

自治会町内会長　各位
地区連合自治会町内会長　各位

南　消　防　署　長

令和４年度初期消火器具等整備補助事業について

早春の候、時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成26年度から自治会・町内会が初期消火器具等を設置及び全ての器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和３年度からは設置及び全ての器具の更新に加え、既存の初期消火器具を対象として、劣化したホース等の器材の一部分を更新する費用についても補助事業を展開しています。

つきましては、各自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具等の設置または更新を検討していただきますようお願いいたします。

南消防署総務・予防課予防係
担当　折戸、宮平
電話・FAX 045-253-0119

初期消火器具設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っています。

1　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある。
(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
(3)　定期的に訓練を実施できる。

2　申請について

(1)　受付期間：令和４年４月１日（金）～令和４年９月 30 日（金）
(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、南消防署にご提出をお願いします。

3　補助率について

(1)　初期消火器具の **新規設置及び器材全ての更新設置** の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり 20 万円を上限とします（市内で計 15 基補助の予定です。）。

(2)　初期消火器具の **一部更新設置** の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり７万円を上限とします（市内で計 207 基補助の予定です。）。

※　一部更新設置は、消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱に新たに器材（スタンドパイプ・台車）を加えることをいいます。

※　所有している消火栓蓋開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助対象としております。

4　お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域※においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置や更新をしていただきますようお願いします。

（※地震防災戦略における地震火災対策方針で示される「対象地域」）

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

初期消火箱（固定式）

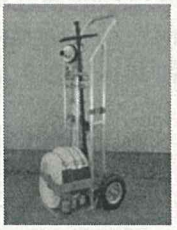
スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

※令和４年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有する初期消火器具を設置協力店舗（下記２参照）に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、表面の補助申請と同時に行うことができます。

1　設置依頼について

(1)　受付期間：令和４年４月１日（金）～令和４年７月29日（金）
※　期間が表面の補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。

(2)　依頼方法：依頼書に必要事項を記入の上、南消防署にご提出をお願いします。

2　設置協力店舗（50音順）　※24店舗に設置されています。（令和４年２月28日現在）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウェルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン-イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネッツトヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネッツトヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン＋スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
壱番屋	マクドナルド	神奈川トヨタ	ＡＯＫＩ
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

3　ご注意いただきたいこと（設置条件等）

(1)　依頼書は、受付期間終了後、消防局が一括して**店舗の本社**に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。

(2)　本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。

(3)　店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定を締結する必要があります（事務は消防署で支援いたします。）。

(4)　初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。

(5)　初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

問い合わせ先：南消防署総務・予防課予防係　電話／FAX：045-253-0119

南 総 第 2027 号
令和 4 年 3 月 17 日

自治会町内会長　各位

南区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金について

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度も引き続き、「町の防災組織」（自主防災組織）を結成している自治会町内会等が行う自主防災活動の支援として、補助金を交付します。

つきましては、「令和4年度町の防災組織活動費補助金交付申請書」の提出をお願いします。併せて、令和3年度の補助金の報告として、「令和3年度町の防災組織活動費補助金実績報告書」の提出もお願いします。

1 事業概要

自治会・町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1 世帯あたり 160 円の活動費を補助します。

2 提出期間

令和4年4月1日から8月 31 日まで

3 提出先

南区役所総務課庶務係（6階 66 番窓口）

4 提出書類

(1) 令和4年度町の防災組織活動費補助金交付申請書

(2) 令和3年度町の防災組織活動費補助金実績報告書

（令和3年度補助金の交付を受けていない団体は提出の必要はありません。）

※ 区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類として使用することができます。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

5 留意点について

報告書作成等の際には、別添資料【事務の手引き】をご覧ください。

南区役所総務課庶務係（担当　橋垣・横山）
電話：341－1225　FAX：241－1151

※当該内容につきましては、令和４年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

令和４年度
「横浜市交通安全運動実施計画」

1　趣旨

令和３年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,883件(前年比＋485件)、負傷者数8,997人（前年比＋529人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに増加しました。

交通事故死者数は、統計開始以来最少の36人（前年比－12人）であったものの、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が15人、二輪車乗車中が11人と次いでおり、歩行者、二輪車が関係する交通事故が高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と半数を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和４年度は令和３年度交通安全実施計画で定めた、「令和３年から令和７年までの５年間を年間死者45人以下」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の高揚」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進します。

そのため、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2　年間スローガン
「安全は　心と時間の　ゆとりから」

3　重点事項

（１）横断歩道における歩行者優先の徹底
（２）二輪車・自転車の交通事故防止
（３）高齢者と子どもの交通事故防止
（４）飲酒運転の根絶

4　活動推進

（１）夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
（２）違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
（３）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
（４）踏切道における交通事故防止
（５）暴走族の追放

5　年間運動

(1) 各季の運動　（※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名 称	実施期間	目的（詳細は実施要綱にて定めます。）
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	４月６日（水） ～１５日（金） ４月１０日（日）	すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。
夏の交通事故防止運動	７月１１日（月） ～２０日（水）	夏のレジャーなどに起因する過労運転や夏特有の解放感による二輪車を含む無謀運転などによる交通事故の防止を図ります。
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	９月２１日（水） ～３０日（金） ９月３０日（金）	日の出時刻が徐々に遅くなり、また日没時刻が徐々に早くなることから、早朝、夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策を中心とした交通事故防止の徹底を図ります。
年末の交通事故防止運動	１２月１１日（日） ～２０日（火）	年末に向けて飲酒の機会や交通量が増加する傾向にあることから、飲酒運転根絶を中心とした交通事故防止を図ります。

(2) 強化月間　（※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。）

名 称（スローガン）	実施期間	目的（詳細は実施要綱にて定めます。）
九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 （自転車も のれば車の なかまいり）	5月１日（日） ～３１日（火）	自転車の通行ルールや正しい乗り方についての理解を市民に深めてもらい、自転車の関係する交通事故の減少を図ります。また、自転車の損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 （運転に ゆとり やさしさ 思いやり） （暴走は しない させない ゆるさない）	6月１日（水） ～３０日（木）	二輪車の安全運転を啓発し、全ての年齢層における二輪車の交通事故防止、交通安全意識の向上を図るとともに、暴走族追放の気運の高揚を図ります。
放置自転車・バイククリーンキャンペーン （自転車の 代わりに置こう 思いやり）	10月１日（土） ～３１日（月）	安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等の防止を啓発します。
飲酒運転根絶強化月間 （乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者）	12月1日（木） ～３１日（土）	飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を許さない社会づくりに努めます。

(3) 年間を通じて実施する取組（各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組）

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

① 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象に交通安全指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導
パペット人形（ルールちゃん、まもるくん）と指導員による交通安全教室

令和４年度
市内幼稚園・保育園
訪問回数：285 回（予定）

② 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように、呼びかけをする運動の推進
- 体験型の交通安全教室として、スケアードストレイトの開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

③ その他

- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- Twitter を活用した啓発活動
- YouTube で交通安全動画を公開

(4) 特別対策

ア　交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ　自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

（【参考】令和３年　自転車交通事故多発地域（５月１日指定）：鶴見区、港北区
高齢者交通事故多発地域（９月１日指定）：該当なし）

ウ　飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨しその運動の輪を広げます。

6　横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名　称	開催時期等	内　容　等
交通安全功労者表彰式	令和４年 10月下旬（予定）	【表彰式】多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するもの 【講　演】
総　会	令和５年 ２月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和４年度交通安全対策の実施結果（速報）について ・令和５年度交通安全対策の実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい道路交通法上のルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

リーフレットや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（リーフレット）

（啓発チラシ）

（幼児向け交通安全動画）

◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD、紙芝居）及び着ぐるみ、パペット人形の貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法　電話にて受け付けています。　☎０４５（６７１）２３２３

対　象　横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】　視聴覚教材（DVD）

着ぐるみ
（ケンちゃん）

パペット
（ルール）　（まもる）

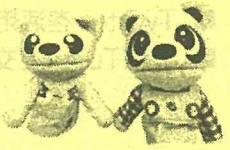

自治会・町内会
○横浜市町内会連合会
○各地区連合町内会

交通安全協会、団体等
○横浜市交通安全協会
○各地区交通安全協会
○横浜市交通安全母の会連合会
○各地区安全運転管理者会
○神奈川県青少年交通安全連絡協議会
○神奈川県二輪車普及安全協会

女性・青少年団体
○横浜市女性団体連絡協議会
○横浜市婦人団体連合会
○横浜市青年団体連絡協議会
○横浜市青少年指導員連絡協議会
○横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
○ボーイスカウト横浜市連合会
○ガールスカウト横浜市連絡協議会
○横浜海洋少年団
○横浜市健民少年団
○横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体
○神奈川県指定自動車教習所協会
○神奈川県自動車会議所
○神奈川県タクシー協会
○神奈川県バス協会
○神奈川県トラック協会
○神奈川県自動車整備振興会
○神奈川県自動車販売店協会
○神奈川県軽自動車協会
○神奈川県自転車商協同組合
○横浜個人タクシー協同組合
○神奈川個人タクシー協同組合
○日本自動車連盟神奈川支部
○赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係
○横浜商工会議所
○横浜青年会議所
○横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体
○神奈川弁護士会
○横浜市人権擁護委員会

医師会等
○横浜市医師会
○横浜市病院協会

労働組合
○日本労働組合総連合会神奈川県連合会
○日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体
○横浜市立高等学校長会
○横浜市立中学校長会
○横浜市立小学校長会
○横浜市私立中学高等学校長協会
○横浜市幼稚園協会
○横浜市ＰＴＡ連絡協議会
○横浜市学校保健会

鉄道関係
○東日本旅客鉄道株式会社
○東京急行電鉄株式会社
○京浜急行電鉄株式会社
○相模鉄道株式会社
○横浜高速鉄道株式会社

報道関係
○日本放送協会横浜放送局
○アール・エフ・ラジオ日本
○テレビ神奈川
○神奈川新聞社
○毎日新聞社横浜支局
○読売新聞横浜支局
○朝日新聞社横浜総局
○産業経済新聞社横浜総局
○東京新聞横浜支局
○日本経済新聞社横浜支局
○共同通信社横浜支局
○時事通信社横浜総局

道路管理者
○国土交通省横浜国道事務所
○中日本高速道路株式会社東京支社
○東日本高速道路株式会社関東支社
○首都高速道路株式会社神奈川局

その他関係団体
○横浜市老人クラブ連合会
○横浜市社会福祉協議会
○横浜市民生委員児童委員協議会
○横浜ライオンズクラブ

官公庁
○関東運輸局神奈川運輸支局
○神奈川県
○神奈川県警察
○横浜市

（順不同）

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課　電話０４５（６７１）２３２３

令和4年度
春の全国交通安全運動
横浜市実施要綱

目　的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期　間

1. 令和４年４月６日（水）～４月１５日（金）の１０日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日　４月１０日（日）

スローガン

安全は　心と時間の　ゆとりから
新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重　点

1. 子どもを始めとする歩行者の安全確保
2. 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
3. 自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保
4. 二輪車の交通事故防止

各種事故発生状況（令和３年中）

	全事故件数		死者数		子供関連		高齢者関連		自転車関連		二輪車関連		酒気帯び	
		前年比		前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	575	31	1	-3	44	4	183	31	186	28	177	10	3	-4
神奈川区	476	78	3	-2	31	3	154	16	99	28	161	35	2	-1
西区	237	13	0	-1	10	2	77	12	39	8	68	5	0	0
中区	441	29	4	2	25	2	131	-31	102	12	120	-1	3	2
南区	361	-17	0	-2	24	0	140	7	106	24	120	-19	1	1
港南区	433	0	1	-1	33	3	165	-4	85	12	129	5	2	2
保土ケ谷区	454	46	3	-2	21	-9	178	65	69	12	158	-17	1	0
旭区	519	-37	1	-2	33	-10	163	-24	89	-16	192	-10	1	-2
磯子区	367	25	3	0	29	8	132	31	90	25	143	16	4	4
金沢区	563	39	1	-2	53	14	191	-5	140	1	208	52	1	-1
港北区	518	-8	1	-4	43	15	143	-5	123	-27	160	-3	6	3
緑区	391	68	2	-2	41	19	131	32	82	22	99	7	4	4
青葉区	613	106	3	0	38	-8	204	48	120	4	159	33	2	-2
都筑区	453	23	3	1	31	-10	136	12	103	4	122	18	0	0
戸塚区	640	98	6	5	34	4	187	32	107	15	238	38	0	-1
栄区	202	-5	0	0	12	3	86	0	33	-9	83	16	0	0
泉区	265	-15	2	2	21	4	91	-29	58	-9	90	-13	0	0
瀬谷区	375	11	2	-1	28	1	129	15	110	14	111	7	3	2
横浜市内	7,883	485	36	-12	551	45	2,621	203	1,741	148	2,538	179	33	7

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

1．「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2．４月１０日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンなどを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

******交通事故死ゼロを目指す日******

平成２０年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、４月１０日と９月３０日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

（４月１０日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。）

横浜市・区

1．地域の交通事故実態に即し、関係機関・団体と連携を図りながら運動を推進します。
2．各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
3．交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
4．衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

警察

1．交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
2．子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
3．各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
4．関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
5．交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1．キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2．はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

1．スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
2．交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実させます。
3．自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1．交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2．道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1．子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
2．自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで安全運転の「ひとこえ」をかけあいましょう。
3．交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょう。
4．二輪車の無謀運転をしないことを地域で話し合いましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話０４５（６７１）２３２３

市地防第658号
令和４年３月11日

自治会町内会長　各位

市民局地域防犯支援課長

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和３年度も神奈川県と連携して実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

１　申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html

または、横浜市　地域防犯カメラ設置補助金　で検索できます。

２　申請書及び添付書類の提出期限：令和４年６月30日（木）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。
各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目にお願いします。

３　申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

・申請書（第１号様式）
・見積書
・収支計算書（第３号様式）
・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（可否判定結果が分かるもの、NTT柱の場合は協議書）

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から３年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、４年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧いただき、各区地域振興課へご相談ください

４　補助金交付までのスケジュール

令和４年３月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 （区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所　等）
６月30日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
11月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和５年２月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
３月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のため、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

※なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からお勧めいたしません。

④ 補助内容

令和４年度は神奈川県の補助上限額が４万円減額されたことにより、昨年度の20万円から16万円に変更となります。

防犯カメラ１台ごとに補助対象経費の10分の9

上限額160,000円（神奈川県上限額：4万　横浜市上限額：12万）

※神奈川県補助上限額：８万→４万に減額　横浜市補助上限額：変更なし

⑤ 補助金交付決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞過去の補助実績

	申請		補助金交付	
	団体数	台数	団体数	台数
28年度	101	284	60	60
29年度	67	120	67	85
30年度	88	155	82	82
元年度	88	137	86	94
２年度	88	151	87	95
３年度	79	128	78	85

防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の**電柱**、民有地内の**電柱**、民有地内の**ポール**、民有地内建物**壁面**、自治会館**壁面**　等

設置場所により申請書類、手続きが異なります。

※詳しくは「**申請の手引**」をご覧ください。

※この事業は、令和４年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課
電話　６７１－３７０５
Fax　６６４－０７３４

区連会３月定例会資料
令和４年３月１７日
市民局地域防犯支援課

令和４年度　ＬＥＤ防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のＬＥＤ防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申しあげます。

令和４年度も引き続き、ＬＥＤ防犯灯の整備を行ってまいりますので御協力をお願いします。

1　LED 防犯灯新設の申請について

1　申請書類及び提出期限について

(1)　設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。

(2)　申請書は、**令和4年5月 31 日（火）までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

2　申請場所の選定について

(1)　選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。

(2)　場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

※　申請場所は「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定します。裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

3　令和４年度のＬＥＤ防犯灯の整備予定数について

電柱へのＬＥＤ防犯灯の新設・・・・・・・・・・約 300 灯
鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設・・・・・・・・・一時休止（昨年 36 灯）
※裏面コラム参照

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）
・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
・灯具は、東電柱又はＮＴＴ柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。
ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
・灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いします。

コラム

～令和４年度は鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設を一時休止します。～

近年、鋼管ポールＬＥＤ防犯灯が老朽化により倒壊する事故が発生しています。事故を未然に防ぐため、市民局では令和３年度に市内約16,000 灯のポールについて、錆や穴あきの状態、傾きやぐらつきの有無を確認する調査を実施しました。

安全性を確保する観点から、この調査の結果に基づき早期にポールの建替えを行うこととしました。このため、令和４年度は、鋼管ポールＬＥＤ防犯灯の新設については一時休止とし、建替えを優先して対応をしていきます。

御迷惑をおかけしますが、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

この事業は、令和４年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

2　ＬＥＤ防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したＬＥＤ防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、自治会町内会の皆様に行っていただきます。引き続き御協力をお願いします。

＊ＬＥＤ防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。
南区地域振興課　　電話０４５－３４１－１２３５
市民局地域防犯支援課　電話０４５－６７１－３７０９
＊お知らせいただきたいこと
①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※下記の図参照）
②電柱番号（電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください）
③住所及び目標物
④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）
⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯
※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。
 	プレートタイプ　シールタイプ

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター
停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ
電話番号：0120-995-007
※0120 番号をご利用になれない場合は　電話番号：03-6375-9803（有料）

3　ＬＥＤ防犯灯の寄附制度について

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に**電柱へ**ＬＥＤ防犯灯を新設する場合、**事前に横浜市と協議すること**により、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続を行った防犯灯は、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市ＬＥＤ防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞
市民局地域防犯支援課
来課される際は必ず事前に御連絡をお願いします。
電話：０４５－６７１－３７０９

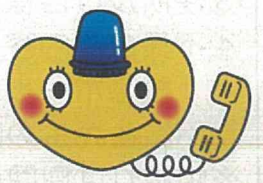

担当：市民局地域防犯支援課
電話：６７１－３７０９
ＦＡＸ：６６４－０７３４

令和４年３月17日

自治会町内会長　各位

南区青少年指導員協議会
会　長　山崎　直宏

御殿場ふれあいキャンプ2022募集ポスターの
掲示板への掲出について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当協議会の活動につきましては、多大な御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協議会が主催する標記キャンプのチラシを作成しましたので送付いたします。

つきましては、御多忙中誠に恐縮ですが、募集のご案内について、貴自治会町内会の皆様に御周知いただきたく、募集ポスターの掲示板への掲出について、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

（送付書類・部数）
御殿場ふれあいキャンプ2022ポスター（掲示板数分）

【問合せ】南区青少年指導員協議会事務局
南区役所地域振興課
担当　平田・福岡
TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240

南区ふれあいキャンプ2022

日　　程	７月16日～17日　１泊２日
場　　所	国立中央青少年交流の家（静岡県御殿場市） ※今年度は施設棟での宿泊。十分に感染症対策を行い実施します。
対　　象	区内在住・在学の小学３年生～中学生　40名（先着順）
参 加 費	13,000円（交通費・食費・保険料等含む）
申込方法	４月28日までに　mn-fureai @city.yokohama.jp　まで ①名前（ふりがな）②住所 ③生年月日 ④学校名・学年（令和４年４月時点） ⑤性別 ⑥電話番号 ⑦一緒に参加されるお友達がいる場合は、代表の方がメールに上記内容をお友達の分も記載し、お送りください。

YOKOHAMA YOUTH MENTOR

問合せ　地域振興課区民活動推進係
電話 341-1238　FAX341-1240

南区区連会承認第37号　掲示期間：令和４年４月28日まで

3/17 動画配信

コロナ禍でも活動したい！

アンケートを回答してくれた方には、粗品をプレゼント！

南区地域活動発表会

令和３年度 南区 地域活動発表会

コーディネーター　鈴木 智香子氏
（NPO 法人　街カフェ大倉山ミエル　理事長）

妊産婦から年配者までの幅広い世代がいつでも気軽に立ち寄れる「自由な居場所」をめざして、街カフェ大倉山ミエル（港北区）を運営しています。また、横浜市のまちづくりコーディネーターとして、様々な地域の交流の場づくりやつながりづくりといったコミュニティの活性化支援に取り組んでいます。
令和２年度から学校・地域コーディネーターのアドバイザーとして南区にも関わっています。

主　催

南区役所
☎ 045-341-1239（地域振興課）
☎ 045-341-1183（福祉保健課）

南区社会福祉協議会
☎ 045-260-2510

発表団体

中村点し火（ともしび）プロジェクト
（みなみ・ちからアップ補助金）

笑い station WEST
（チャレンジ支援事業補助金）

南永田団地健康づくりラジオ体操の会
（チャレンジ支援事業補助金）

発表団体

お三の宮
地区社会福祉協議会
（地域福祉保健計画推進団体）

障がい理解啓発グループ
Kokua
（地域福祉保健計画推進団体）